## ◎新潟県告示第1048号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務 所用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 室谷津川線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町神谷字上林甲1477番1から 同郡同町神谷字手取甲467番1まで	新	11.0~50.2メートル	838.0メートル
	旧	(A) 4. 5~26. 8メートル	836.0メートル
		(B) 4. 0~24. 2メートル	840.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。